

障がい者に関するマーク

マーク	内容	
	障害者のため国際シンボルマーク	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
	関係団体:	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL03-5273-0601 FAX03-5273-1523 http://www.jsrpd.jp/
	盲人のため国際シンボルマーク	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のため世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。
	関係団体:	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL03-5291-7885 http://homepage2.nifty.com/weibind/
	聴覚障害者の国際マーク	世界ろう連盟が採択したものです。1980年に一般に紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。
	関係団体:	一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL03-3268-8847 http://www.jfd.or.jp/
	耳マーク	聴覚障害者であることを示す国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益になったりなど社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります
	関係団体:	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL03-3225-5600 FAX03-3554-0046 http://www.zennancho.or.jp/
	オストメイト・マーク	オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）の利用に配慮した多機能型障害者用トイレなどを表すマークです。このトイレにはストーマ用装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯・廃棄などができる設備があります。
	関係団体:	公益財団法人日本オストミー協会 TEL03-5670-7681 FAX03-5670-7682 http://www.ioa-net.org/
	ハート・プラス・マーク	内部障害・内臓疾患を示すマークとして作られました。内部障害（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能等）をお持ちの方は外見から分りにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような人々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため、このマークは生まれました。
	関係団体:	特定非営利活動法人内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会 TEL052-718-1581 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。
	関係団体:	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加促進室 TEL03-5253-1111 FAX03-3503-1237
	聴覚障害者標識	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	関係団体:	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 TEL046-261-0110 http://www.npa.go.jp/koutsu/merkoyo2/tyoukaku.htm
	身体障害者標識(身体障害者マーク・四葉マーク)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	関係団体:	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 TEL046-261-0110 http://www.npa.go.jp/koutsu/merkoyo2/tyoukaku.htm
	障害者雇用支援マーク	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援や障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです。
	関係団体:	公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL052-218-2154 FAX052-218-2155 http://www.social.or.jp/itcenter/
	「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク(社会福祉法人日本盲人連合推奨マーク)	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見掛けたら、進んで声を掛けて支援しようという「白杖シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
	関係団体:	岐阜県福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL058-214-2138 FAX058-265-7613 http://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm